

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年8月18日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000497号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年5月21日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間については出勤したか否か覚えていないが、残っていた有給休暇を取得することにより同社に在籍していたと思う。

給与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は、平成12年5月20日と記録されている。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係るB厚生年金基金の中脱記録照会(回答)を見ると、請求者の当該基金の加入員資格喪失年月日は平成12年5月21日と記録されており、同日はオンライン記録のA社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と一致している上、前述の雇用保険の記録における離職年月日も整合している。

さらに、C健康保険組合から提供された請求者に係る被保険者記録を見ると、請求者は平成12年5月21日にA社における健康保険の被保険者資格を喪失しており、同日付けで、当該組合における健康保険の任意継続被保険者となっている記録が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社は、平成15年5月1日に解散により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時に同社における事業主であった者、同社から社会保険事務及び給与計算事務を委託されていたとする社会保険労務士事務所の担当者並びに同社の後継事業所であるD社は、請求者に関する資料は残っておらず、請求者の請求期間における勤務状況、届出状況及び厚生年金保険料の控除状況は不明である旨陳述及び回答している。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した複数の元従業員に照会したところ、回答のあった全員が請求者を知っていたものの、請求者の請求期間に係る勤務実態について具体的な回答を得ることができず、これらの事情を踏まえると、請求者が請求期間において、同社に継続して勤務又は在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとまでは言えない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000513号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成12年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、B厚生年金基金に加入していた請求期間に係る標準報酬月額について、日本年金機構から送付されたねんきん定期便に記載されている保険料納付額と比べると、給与支給明細書における厚生年金保険料の控除額の方が多いことが分かった。

給与支給明細書を提出するので、請求期間に係る標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う記録か否かを検証し、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

また、日本年金機構が被保険者に送付する「ねんきん定期便」における保険料納付額については、被保険者が厚生年金基金に加入していた期間に事業主が当該基金に納めた保険料を除き、国に納付された厚生年金保険料額のみ記載するとされている。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書(以下「給与支給明細書」という。)を見ると、請求期間の各月に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における請求者の当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額に基づき、請求者が加入していたB厚生年金基金の免除保険料率(ただし、平成8年3月以前は法定免除保険料率を適用)から算出した額を「ねんきん定期便」に記載された保険料納付額に加算した額と一致する。

また、企業年金連合会から提出された請求者に関するB厚生年金基金の中脱記録照会(回答)を見ると、請求者の請求期間に係る当該基金における報酬給与は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である上、給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とも符合している。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成15年5月1日に解散により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時に同社における事業主であった者、同社から社会保険事務及び給与計算事務を委託されていたとする社会保険労務士事務所の担当者並びに同社の後継事業所であるC社は、請求者に関する資料は残っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料及び厚生年金基金の掛金(免除保険料を含む。)の控除状況は不明である旨陳述及び回答している上、B厚生年金基金は既に解散していることから、請求者の請求期間に

係る厚生年金保険料等の控除状況を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した複数の元従業員に照会したところ、回答のあった複数の者が、自身の「ねんきん定期便」に記載されている保険料納付額は概ね一致している上、標準報酬月額についても低く記録されていないとしており、これらのことを踏まえると、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であった事情はうかがえない。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000855号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100053号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年3月10日の標準賞与額を6万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月

A社に勤務していた同僚の賞与記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間の賞与明細書はないが、賞与が支給されていたことを覚えているので、記録を認めてしてほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、事業主の陳述及び元同僚の賞与の明細書から判断すると、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、B社の回答から、平成16年3月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000742号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100021号

第1 結論

昭和36年4月から昭和38年3月までの請求期間、昭和40年9月から同年11月までの請求期間、昭和42年8月の請求期間、昭和43年7月から昭和44年2月までの請求期間、並びに昭和45年9月及び同年10月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和38年3月まで
② 昭和40年9月から同年11月まで
③ 昭和42年8月
④ 昭和43年7月から昭和44年2月まで
⑤ 昭和45年9月及び同年10月

私は、国民年金の加入に関する手続や時期については覚えていないが、昭和45年から昭和49年頃までの間に、過去の未納期間の国民年金保険料を遡って納付できる手紙が自宅に届き、将来の年金額を少しでも増やしたいと思ったので、当時、A社B駅の構内に特設された窓口で未納保険料に係る納付の相談を行い、その後、同駅近くの銀行又は郵便局で現金を引き出し、過去の未納保険料を一括して納付したと記憶している。

しかし、年金記録を見ると、請求期間①から⑤までの各期間について保険料未納期間になっており、納得できないので、調査の上、当該各期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、国民年金の加入手続を行い、請求期間①から⑤までの各期間に係る国民年金保険料を遡って一括して納付したとする昭和45年から昭和49年頃までの間は、第1回及び第2回特例納付実施期間中である。

また、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者には二つの記号番号が払い出されており、一つ目の記号番号(C、以下「番号1」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及びD県E市の国民年金被保険者名簿から、昭和36年4月1日から昭和38年4月1日までの期間に同市において払い出されていることが推認でき、二つ目の記号番号(F、以下「番号2」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和54年3月14日にG県H市において払い出されていることが確認できる。

一方、国民年金保険料の特例納付制度は、国民年金法の規定によると、国民年金の強制加入被保険者期間が納付の対象期間とされているところ、特例納付が行われた場合、国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)に納付内容を記録することとされている。

そこで、請求者に係る番号2の特殊台帳を見ると、備考欄に「Cと重複整理統合⑤7」と記載されており、請求者に係る番号1の国民年金の資格記録及び保険料納付記録等が昭和57年度

に番号2の特殊台帳に記録統合されたものと推認される所、当該特殊台帳における保険料に関する記録には、請求期間⑤後の昭和49年10月から昭和51年12月までの期間、昭和52年4月から同年6月までの期間及び昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から昭和55年6月まで）により納付されたことを示す「附則4条」の記録が確認できるものの、請求期間①から⑤までの各期間に係る国民年金保険料が納付された記録はなく、これらの記録は、前述の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の内容と符合している。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑤までの各期間における国民年金被保険者資格の取得年月日（ただし、請求期間①は除く。）及び喪失年月日の入力処理は、平成2年12月12日又は平成8年2月28日に行われていることが確認できることから、当該入力処理が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、当該各期間に係る国民年金保険料を特例納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間①から⑤までの各期間に係る国民年金保険料を特例納付するためには、前述の番号1及び番号2とは別の記号番号の払出しが必要となる所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当該各期間にG県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000826号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100054号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

国(厚生労働省)の記録を見ると、A事業所における私の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和60年3月31日となっているが、同事業所には同日まで在籍しており、喪失年月日は同年4月1日となるはずなので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された在職証明書及び職員在職承認簿並びに同社の事業主、請求期間当時のA事業所の給与計算及び社会保険事務の担当者、同事業所の元同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において同事業所に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和60年2月の厚生年金保険の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方で、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を誤って社会保険事務所(当時)に対し届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000821号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100055号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年5月11日から同年7月1日まで

A社を平成29年6月30日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の喪失年月日が同年5月11日と記録されているので、当該喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法第14条第2号において、被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する旨規定されており、その事業所に使用されなくなったときの解釈について、雇用契約は存続していても、事実上の使用関係が消滅していると認められる場合は、被保険者の資格を喪失するとされている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社から提出された社員情報データベースには、請求者の退職年月日が平成29年5月10日と記載されており、同社は、請求者が最後に出勤した日は同年4月7日であり、請求者の同社における在籍は同年5月10日までである旨回答している上、同社から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者は、請求期間に係る給与を支給されておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

一方、請求者は、A社を平成29年6月30日付けで退職した旨主張しており、雇用保険の記録における請求者の同社に係る離職年月日も同日となっているが、前述のとおり、請求者は、請求期間に係る給与を支給されておらず、労務の提供に対する報酬の支払を受けていないことが確認できることから、当該期間において請求者と同社に事実上の使用関係があると認められず、請求者が当該期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと判断することはできない。

また、日本年金機構が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び当該資格喪失届の訂正届により、請求者の資格喪失年月日を平成29年7月1日から同年5月11日に訂正する旨の届出が事業主により行われていることが確認できるところ、日本年金機構は、当該訂正届に添付された出勤簿及び賃金台帳により、請求者の請求期間における勤務及び給与支払に係る事実がないことを確認できたため、当該訂正を妥当と判断した旨回答している。

このほか、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこ

と及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。